

活動の目的(存在意義)

我が国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供、国内外の農業分野の人材育成や経営改善の支援等の活動を進めることにより、我が国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与します。

活動の基本方針

- 私たちは、プロ農業経営者の集まりとして「自己革新による自立的農業経営の確立」を目指します。
- 私たちは、自助努力では解決が困難な事柄に対しては「政策改革への積極的な提言」を行います。
- 私たちは、農業が魅力ある産業として持続的な成長・発展が続くよう生産現場と消費者の懸け橋になります。

令和6年度「事業計画」骨子

行動計画

重点事項1：実効性の高い政策提言の実現

- (1) エビデンス（調査結果や会員の声・意見等）の収集・蓄積及び分析
- (2) エビデンスに基づいた実効性のある政策提言の検討・実施
- (3) 政策提言実現に向けた取り組み
- (4) 中長期的な視点にたった勉強会・WGの開催

重点事項2：農業法人等の自立的かつ持続的な成長を支援する各種事業の充実

- (1) 次世代農業サミットの開催
- (2) 人材確保・育成支援
- (3) 経営改善・事業継続支援
- (4) 各種会員間や農業団体、経済団体、研究機関等との連携強化
- (5) 外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援

重点事項3：農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進

- (1) 食と農の連携・国民理解の醸成

重点事項4：組織・財政基盤の強靱化と農業法人組織ネットワークの強化

- (1) ガバナンスの強化、協会活動の見える化や委員会活動の充実
- (2) 都道府県農業法人組織との連携の深化
- (3) 会員増強に向けた取り組みの強化
- (4) 情報発信の強化
- (5) 事業遂行のための進捗管理、体制強化
- (6) 新規事業の企画・受託

令和6年度

公益社団法人日本農業法人協会事業計画書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

I. 情勢

我が国経済は、「Withコロナ」から「Afterコロナ」への転換により、社会経済活動の正常化が進展し、緩やかな持ち直しが続いている。一方、世界情勢の不安定化による資源価格の高止まり、更には約30年ぶりの円安水準（対ドル円）更新が物価高騰に拍車をかけ、各方面に影響を与えている。国民生活では、令和5年の食品値上げが過去最大級の累計3万品目を超え、消費マインドの低下が景気回復に水を差す可能性がある。

我が国農業に目を向ければ、高齢化・後継者不足により農業就業者が年々減少し、耕地面積も昭和36年をピークに減少の一途を辿っている。食料自給率においては、平成22年以降、カロリーベースで40%を割り込んで推移している。

昨今では、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等により、グローバルサプライチェーンの脆弱性が顕在化し、リン酸等の肥料原料、穀物等の飼料原材料など、生産資材の多くを輸入に依存する我が国農業に大きな影響を与えている。また、イスラエルとイスラム組織ハマスとの軍事衝突に端を発する中東情勢の緊迫化により、原油価格高騰の懸念も生じつつある。

加えて、国内外問わず頻発する異常気象、大規模自然災害及び家畜伝染病など、農業経営を取り巻くリスクは増大・多様化している。持続可能な環境保全型農業への取り組みやリスクマネジメント・BCP（事業継続計画）策定の必要性はこれまで以上に高まっている。

また、国連によれば、世界人口は2050年に97億人に増加する見通しであり、将来、世界的な食料争奪が起こる可能性にも目を向ける必要がある。

輸入食料の安定確保と肥料及び飼料の国産化への切り替えを同時に進め、農畜産物及び生産資材等の国内生産基盤をより一層強化していくことが重要課題となっている。

このように我が国の農業及び食料安全保障を取り巻く環境は厳しい局面に立っている。

一方、農林水産省の調査によると、令和5年の農業法人経営体数は3万3,000経営体で、前年に比べ2.5%増加している。また、日本農業法人協会（以下、「当協会」という。）会員の経営に限れば、平均の販売金額は3億7,558万円で10年前と比べ約131%（+8,844万円）成長している。経営規模も全国平均と比べ稲作約36倍（64.9ha）、露地野菜約34倍（33.5ha）、肉用牛約29倍（1,627頭）など、自立経営の確立に向けた拡大が窺える。当協会会員をはじめとする大規模な農業経営が、農業生産のシェアを拡大し、食料安定供給の中心的な役割を担うようになってきていると言える（数値はいずれも「2022年版農業法人白書」）。

しかしながら、当協会会員向け調査によれば、経営課題及び経営リスクの第1位には「生産資材コストの上昇」が挙げられ、また、コスト上昇分を価格転嫁できていない実態も浮き彫りになった。当協会会員も生産資材高騰の影響を避けられない状況にある

（「2022年版農業法人白書」、「農業におけるコスト高騰緊急アンケート」）。

こうした情勢の下、政府は「食料・農業・農村基本法」（以下「現基本法」という。）の見直しを指示し、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会にて議論がなされた。

当協会は、令和5年5月に意見書「『食料・農業・農村基本法』の見直しについて」を公表、同部会に提出した。意見書では、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにする。」という基本法の政策方針を踏まえるよう求めた。

そして、政府は、令和5年6月、「食料・農業・農村基本法の見直しの方向」を策定し、①平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、③人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立を柱に据えた。

現在、令和6年の通常国会へ基本法改正案が提出されているが、これからも、当協会会員をはじめとする大規模な農業経営が、農業生産のシェアを拡大し、国民への食料安定供給機能の中心的な役割を担っていくことには何ら変わりはない。我が国の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能で強固な食料供給基盤を確立していくため、効率的かつ安定的な農業経営の持続的発展に向け、事業計画及び行動計画に基づく活動を展開していく。

II. 基本方針と重点事項

平成11年（1999年）に制定された「食料・農業・農村基本法」では、国民に安全安心な食料の安定的供給、農業・農村の持続的発展等の基本理念が掲げられた。とりわけ、農業の持続的発展のためには、経営意欲のある農業者による創意工夫をこらした農業経営の展開が重要とされ、農業経営の法人化の推進を図ることも明記されている。

当協会は、設立以来、プロ農業経営者の集まりとして「自己革新による自立的農業経営の確立」を目指す一方、自助努力では解決が困難な事柄に対しては「政策改革への積極的な提言」を行うという組織の基本方針を掲げている。農業が魅力ある成長産業として持続的な発展を後押しするため、令和6年度は以下の4点を当協会の重点事項に位置づけ、具体的な行動計画を定めて取り組むものとする。

1. 実効性の高い政策提言の実現

- (1) 農業法人等が抱える経営問題や諸課題を収集・分析し、農業法人等への迅速かつ正確な情報提供に努め、諸課題に対する理解と共有を図る。
- (2) 農業現場に係る調査・研究のエビデンスに基づく政策を提言し、その実現に向けて国や関係機関等へ強力に働きかける。

2. 農業法人等の自立的かつ持続的な成長を支援する各種事業の充実

- (1) 農業法人等の経営改善支援や全国的な人脈形成等に向け、世代別・課題別のセミナーや研修、意見交換会等の機会を積極的に提供する。
- (2) 農業法人等の新たな経営展開や多様な農業人材の確保に資する支援のため、賛助

会員やアグリサポート倶楽部会員（以下、「ASC会員」という。）等の関係団体との連携を強化する。

3. 農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進

- (1) 農業・農村の役割と魅力、農業法人や当協会の活動への国民理解を深めるため、調査研究情報の発信とタイムリーな広報活動を強化する。
- (2) 当協会が主催するイベントや公式SNS等を通じて、農業法人や当協会の認知度の向上を図る。

4. 組織・財政基盤の強靱化に向けた農業法人組織ネットワークの強化

- (1) 当協会の自主自立組織体制の確立に向け、安定財源の確保、人的基盤の強化、ガバナンスの強化に取り組む。
- (2) 当協会と都道府県農業法人組織の活動基盤強化に向けた連携に取り組む。

Ⅲ. 行動計画

1. 「実効性の高い政策提言の実現」

農地の集約・集積の加速化や規制改革など継続的に要請している重点項目をはじめ、コスト高騰・適正な価格形成・食料安全保障など情勢に応じた喫緊の政策課題や営農類型ごとの課題解決、さらには、改正後の現基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しやみどりの食料戦略の実現に向け、政策提言委員会及びその下に設けた部会・WG等を中心にエビデンスに基づいた政策提言活動に努める。

- (1) エビデンス（調査結果や農業法人等の声・意見等）の収集・蓄積及び分析
 - 政策提言委員会及び営農類型や重点項目ごとに設置した部会・WG等での議論を基本としつつ、より広く会員の声を把握するため、全会員に対し年1回の農業法人実態調査を実施するほか、情勢に応じたタイムリーな調査を実施する。
 - 調査の実施にあたっては、WEB調査の活用を推進し、会員負担の軽減及び費用削減を図る。加えて、都道府県農業法人組織と密に連携し、回答率を向上させ、調査の一層の信頼度と価値の向上に努める。
 - 収集した情報を効率的に蓄積し、農業経営の持続的な発展等に資する情報を広く周知するため、様々な分野の専門家や農外企業（ASC会員）等と連携する等、より高度な分析を実施する。
- (2) エビデンスに基づいた実効性のある政策提言の検討・実施
 - 政府与党や農林水産省の各種会議等で最新の政策動向を常に把握し、農業法人等への情報発信に努めるとともに、経営発展の障壁となっている制度や規制の改善及び新たな制度等の創設、さらには、改正後の新基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しやみどりの食料戦略の実現に向け、エビデンスに基づいた戦略的かつ実効性のある政策提言を検討する。
 - 検討した政策提言を国の予算要求や制度改正等へ反映させるため、国の政策検討スケジュールを踏まえ、適切なタイミングで調査結果や政策提言等を公表・実施する。

(3) 政策提言実現に向けた取り組み

- 政策提言の確実な実現のため、既往の政策提言の実現状況を常に把握し、関係省庁との意見交換等のフォローアップ活動を積極的に実施する。
- 政策提言や調査結果等については、消費者をはじめとした農業分野以外にも広く周知するため、マスコミに対し積極的にアプローチするとともに、公式SNS等の広報媒体も活用し、政策提言実現に向けた効果的な活動を行う。
- 農林水産省をはじめとする政府との連携強化のため、政策策定に必要となるヒアリングや各種会議への参画依頼に対して積極的に協力する。

(4) 中長期的な視点にたった勉強会・WG等の開催

- 改正後の現基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しやみどりの食料システム戦略、J-クレジット等、中長期的な視点や議論が必要なテーマにおいては、情報収集に努め、関係省庁や有識者等を招聘した勉強会やWG等を随時開催する。
- 多様な経営ニーズや農業法人等の声を的確かつ客観的に把握するため、幅広い年代や営農類型の会員に対し、政策提言に関わる勉強会やWG等への参加を推進する。

2. 「農業法人等の自立的かつ持続的な成長を支援する各種事業の充実」

(1) 次世代農業サミットの開催

- 実行委員会が企画・運営を行い、年2回の開催にあたっては関係機関・団体や担い手農業者組織等と協力して幅広い若手農業者を集め、経営力向上や仲間づくりの支援を行う（第13回令和6年7月長野県内での開催、第14回令和7年2月東京都内での開催）。

(2) 人材確保・育成支援

① 農業法人等への就職、雇用改善に対する支援

- 農業法人等の従業員の確保及び農業・農業法人に就業することの魅力を発信するため、農林水産省の支援を受けて、学生や社会人を対象とした農業就業体験「農業インターンシップ」を実施する。
- 関係団体等と連携し、「新・農業人フェア」にブース出展するとともに、就農を希望する学生や社会人が、フェアへの参加から就農までステップアップできる仕組みの一翼を担う。
- 農業法人や法人化を目指す農業経営体等における雇用管理の改善を支援し啓発等を行うことで、農業への就職及び職場定着を促進する。

② 農業経営における多様な人材が活躍できる環境づくりへの支援

- 農業界における女性経営者の地位向上や、活躍推進に向けて自主的研究会「やまと凜々アグリネット」の活動を支援する。
- 関係団体と連携し、優良事例紹介、ホームページによる人材育成、ワークライフバランス、職場の労働環境の改善等に関する情報提供を行う。

③ 関係農業団体との連携による雇用労働力確保の推進

- 「農業労働力支援協議会」の構成員である一般社団法人全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人全国農業会議所と連携し、農業法人等における多様な農業人材の確保・育成等を検討、支援する。

(3) 経営改善・事業継続支援

①農業経営関連情報の発信

- 電子メールとFAX通信網等を活用し、専門家による最新情報や研修・各種会合の開催情報など、経営の確立や持続的な発展に役立つ様々な情報を年間約50回発行している「Fortis」等を通じてタイムリーに会員へ提供し、農業経営における課題解決を支援する。

②保険サービスの提供

- 関係団体等と連携し、農業法人経営のリスク負担を軽減するため、「食品あんしん保険制度」や「家畜再生産費用補償保険制度」等を活用した農業セーフティネット支援対策を充実し推進する。
- 人材の安定確保や福利厚生の実施等の観点から、会員限定の従業員等の傷害保険制度の利用を促進する（従業員等傷害保険活動）。
- 労働災害による賠償リスクに備え、政府労災給付金で不足する賠償責任額との差額を補てんする制度を会員限定サービスとして推進する（団体使用者賠償責任保険活動）。

③農業法人等と外食・中食産業等を繋ぐ販路開拓支援

- 関係団体等と連携し、ビジネスマッチング（農業法人の商品展示・商談会、異業種とのビジネス相談会、輸出等海外事業の促進、交流会や相談活動等）を都道府県農業法人組織と連携して実施し、農業法人等の販路拡大や事業展開を支援する。
- 株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）・農林中央金庫・一般社団法人日本フードサービス協会・NPO法人日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）との連携により、ビジネスマッチング支援、海外情報の提供等、農業法人等の国内販路開拓や海外事業展開を支援する。

④農業法人等の経営相談支援

- 電話・メール等による農業法人等からの経営相談を随時受け付け、必要に応じて、ASC会員との連携・協力（ノウハウの提供等）により経営課題の解決に向けた取り組みを実施する。また、都道府県に設置された「農業経営支援センター」等の相談窓口の周知を行う。
- 新たに取引を始めるときや、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供する信用情報活動を会員限定で行う。

(4) 各種会員間や農業団体、経済団体、研究機関等との連携強化

①賛助会員・ASC会員との連携強化

- 当協会の活動に関心を持つ企業・専門家等がその事業や活動等を通じ会員等を支援するASCを運営する。

- 農業経営に資するサービスや商品情報等を効果的に発信するため、ホームページによる情報発信、有料情報提供サービス「農業経営サポート便」（「農業情報おまとめ便」と「耳より情報・個別便」）の充実を図る。
- 農業法人等の農業経営発展に向けて、賛助会員やASC会員の様々なサービスや情報が活かされるよう、オンライン交流会等の充実を図る。
- ②農業団体・経済団体・研究機関等との連携強化
 - 当協会とNPO法人日本プロ農業総合支援機構、一般社団法人食農連携機構、一般財団法人日本GAP協会の4団体で構成される「農業経営支援連絡協議会」に引き続き参画し、構成組織相互の情報共有を図るとともに、農業法人等の経営発展に資するセミナー等の開催を支援する。
 - 経済団体・企業、研究機関等との「農業技術革新・連携フォーラム」等の取組みを通じて相互理解を深め、連携することで会員のネットワークの構築や最新技術の導入、経営課題の解決を支援する。
 - 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）との連携により、農業法人等への様々な技術情報の提供や、技術開発ニーズに関する意見交換等を実施する。
 - 当協会だけでは解決できない農業法人等の経営課題に向けては、対応する力を有する企業・研究機関等と業務協力、提携することで解決能力を強化する。
- (5) 外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援
 - 新制度に円滑に移行できるよう情報収集をすすめ、体制整備・強化を行う。
 - 一般監理事業監理団体として、定期的な監査や巡回指導を通じて適正かつ円滑な監理業務を行うとともに、外国人技能実習制度を活用している農業法人等との情報交換等を行う。
 - 外国人技能実習生の新規受入れ農業法人等の獲得と既存受入れ農業法人等の再受入れの確実な実施を図る。
 - 外国人技能実習生農業研修会の受講者の新規獲得と受講実績のある監理団体等の再受講率を高めるため、研修内容の充実を図る。
 - 特定技能制度の適正な活用を目的に、活用状況や雇用状況等の調査を実施し、調査結果を基に適正な制度運用に向けた各種普及啓発等を実施する。
 - 農業法人等の農業経営体が特定技能外国人材を円滑に受け入れられるよう、登録支援機関として支援等を行う。
 - 外国人材の技能修得を支援するため、学習アプリの提供や日本語能力試験の奨励制度を実施する。

3. 「農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進」

(1) 食と農の連携・国民理解の醸成

- 農業法人等の先進的な取り組みを広く周知するとともに、農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解醸成を図るため、農業法人実態調査の結果を取りまとめた「農業法人白書」や各種調査結果をマスコミへのリリースなどにより、農業分野

以外への発信にも努める。

- 農業法人や関係機関・団体と連携して消費者・地域住民などへ農業の魅力や食育農育の重要性等の発信に資する各種取り組み（ファーマーズ&キッズフェスタ等）を積極的に推進及び支援する。
- 農業法人及び都道府県農業法人組織が、独自に行う消費者との交流イベントや農業の魅力発信等の取り組みについて、当協会ホームページや公式SNS等を通じて情報発信を行う。

4. 「組織・財政基盤の強靱化に向けた農業法人組織ネットワークの強化」

(1) ガバナンスの強化、協会活動の見える化や委員会活動の充実

- 当協会の持続的成長と社会における存在意義向上のため、自律的なガバナンス体制の強化に向け、関係規程等の点検と整備を進める。
- 以下の取り組みを進め協会活動の見える化を図る。
 - ・常任理事会の配布資料及び議事要旨を会員限定ホームページで公開（年間12回）
 - ・会長の動静を「Fortis」に掲載（適時）
 - ・会員理事及び会員監事の情報共有と意見交換を密にするため、「会員役員懇談会」を原則WEBで開催（隔月開催・年間6回）
- 「政策提言委員会」、「組織運営委員会」、「経営強化委員会」、「人材委員会」及び「企画委員会」を設置し、委員長のリーダーシップの下、以下の活動に取り組む。
 - ・組織運営委員会は、当協会・都道府県農業法人組織の活性化・安定財源確保のため、会員拡大の方策について検討する。
 - ・政策提言委員会は、専門部会（米／野菜・果樹／畜産）・WG等を設置し、機動的に実効性のある政策提言を検討・実施する。
 - ・経営強化委員会は、農業法人等の経営課題解決に向け、企業や関係機関・団体等と連携し、セミナーや情報・意見交換等を行う。
 - ・人材委員会は、多様な人材が活躍できる農業法人の「あるべき姿」や外国人材に関する制度のあり方と活用について検討する。
 - ・企画委員会は、公式SNSを活用した広報・情報発信、他の委員会等と連携し、イベントや研修会の企画・運営を行う。

(2) 都道府県農業法人組織との連携の深化

- 都道府県農業法人組織と意見及び情報の交換に資する交流を積極的に行うため、以下の会議等へ役職員を派遣する。
 - ・都道府県農業法人組織の総会・セミナー、各ブロック主催の会議（随時）
 - ・都道府県会長会議（年2回）
 - ・8ブロック会長・事務局担当者会議（年1回）
 - ・都道府県農業法人組織事務局担当者会議（年1回）
- 都道府県農業法人組織の幹部等との意見交換やブロック別の意見交換等を必要に応じて機動的に開催する。

(3) 会員増強に向けた取り組みの強化

- 都道府県農業法人組織等に対して、入退会の理由の聞き取りを徹底し、状況の集約を毎月行う。
- 都道府県農業法人組織における会員獲得又は退会防止に関する成功事例やノウハウを収集し、横展開を図る。
- 組織強化・安定財源の確保に向け、上記の取り組みから得られた情報等を新規会員の勧誘・獲得と既存会員の退会防止対策（優良事例やノウハウの横展開等）の協議・検討を行う組織運営委員会に情報提供し、正会員数2,115会員以上の維持に取り組む。

(4) 情報発信の強化

①会員等への情報発信力の強化

○協会ホームページの充実

農業法人等の実情や当協会及び都道府県農業法人組織の活動情報を適時伝えるため、迅速な情報発信（更新）を行う。

○SNSを活用した情報発信の推進

当協会公式SNSの内容充実と配信頻度を高め、タイムリーな情報発信を行う。

○会員等の取組紹介

メディア等に掲載された会員の取り組みや先進的な経営を展開している会員等を当協会ホームページやSNS等で紹介し、農業法人、都道府県農業法人組織及び当協会の認知度等を向上させる。

②プレスリリース等を活用したメディア戦略

○メディア掲載数の向上を図るため以下の取り組みを行う。

- ・簡潔でわかりやすいプレスリリースの作成に努める。
- ・プレスリリースの配信は、記者クラブの活用と重点メディアへの個別配信を行う。
- ・メディアごとに個別レクを行う等、次に繋がるコネクションの構築に努める。
- ・農業の情報を発信する企業と積極的な連携を図り、相互の情報の掲載や発信に努める。

③講師あっせん活動の推進

○会員経営者や専門家を講師で派遣し、みどり戦略やスマート農業、BCP策定、農作業安全に関する基礎知識、地域活性化の取り組みなど、農業法人等の経営発展とともに、都道府県農業法人組織の研修支援に資する取り組みを行う。

(5) 事業遂行のための進捗管理、体制強化

①各事業の収支管理

○各事業の予算管理（予算の効率的な執行）を徹底し、適時、前年同期の実績と比較し、課題及び事業の進捗状況に応じた改善策を講じる。

②事務局体制の整備

○職員の育成・教育支援

・業務目標等点検シートを活用した人事評価を行うことで、職員のモチベーシ

ョン維持や適切な評価と人員配置を行う。

- ・協会職員として、担当する業務に必要な知識・技能を習得することができるよう、適時、各課で個別研修等を企画・実施する。

○業務環境のデジタル化の整備

事務の効率化、BCP対策、役職員が働きやすい環境づくり等として、業務に必要なデジタル環境（電子化、クラウド化等）の充実を図るとともに、必要に応じて関係する規程等の整備を進める。

(6) 新規事業の企画・受託

○安定した財務基盤を実現するため、農業法人等の経営発展に繋がる経営支援事業を研究し、協会の収益の柱となる新規事業を企画・実施する。

○協会の目的に寄与する補助・委託事業を企画し、当該事業の受託を目指す。

以上

令和6年度主要会議日程（予定）

日程	会議名称
【令和6年】	
4月25日（木）	都道府県農業法人組織事務局担当者会議
5月24日（金）	第41回監事会
5月30日（木）	第30回都道府県会長会議
5月31日（金）	第94回理事会
6月20日（木）	第47回総会・全国農業法人夏季セミナー
～21日（金）	（分科会・自主的研究会など併催）
7月9日（火）	第13回次世代農業サミット（長野県内）
～10日（水）	
9月13日（金）	第95回理事会（WEB開催）
10月25日（金）	第42回監事会
12月13日（金）	第96回理事会（WEB開催）
【令和7年】	
1月～2月	ブロック会長・事務局会議
2月～3月	農業技術・連携革新フォーラム2025
2月13日（木）	第31回都道府県会長会議
2月14日（金）	第97回理事会
2月	第14回次世代農業サミット（東京都内）
3月13日（木）	全国農業法人春季大会・春季セミナー
～14日（金）	（分科会・自主的研究会など併催）

※各会議は、状況に応じて開催形式を変更

※常任理事会は、毎月実施、会員役員懇談会は、隔月実施

※ブロック別交流会は、開催県と調整の上、開催（8月～2月）

（東北・北海道、関東、北信越、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）